



教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

倉吉市教育委員会



倉吉市教育委員会規則第1号

教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則（昭和44年倉吉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規則を同表改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委任事務） 第2条 教育委員会は、法第25条第2項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1） 略 （2） 1件<u>2,000万円以上</u>の教育財産の取得を申し出ること。 （3） 1件<u>5,000万円以上</u>の工事の計画を策定すること。 （4）～（8） 略	（委任事務） 第2条 教育委員会は、法第25条第2項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 （1） 略 （2） 1件<u>1,000万円を超える</u>教育財産の取得を申し出ること。 （3） 1件<u>300万円以上</u>の工事の計画を策定すること。 （4）～（8） 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。